陳 情 文 書 表 (令和4年12月15日定例会提出)

陳情第33号

(仮称) 奈良市神殿町コンクリートプラント建設事業における陳情書

令和4年12月14日受理

陳情者

0000000

明治地区自治連合会会長野 口隆身外5名

(要旨)

住宅等密集地に第一種特定工作物、(仮称)奈良市神殿町コンクリートプラントの建設が 予定されており、稼働後の周辺住民の生活環境への影響について、事業主から地域住民に対 する説明責任が十分に果たされていない状況であることから、当該事業に係る許認可におい ては、地元協議を十分に見極めていただき、慎重を期していただくことを奈良市に求める。

(理由)

- 1. コンクリートプラントは都市計画法第4条第11項に明記されているとおり、「周辺地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物」として第一種特定工作物に指定されている。コンクリートプラントからの騒音、振動、粉じん、排水等の環境問題は各地で発生し、周辺住民からコンクリートプラントの立ち退き訴訟が起きていることは周知の事実である。
- 2. 奈良市開発指導要綱第6条では、事業主による周辺住民への説明会を開催して理解を求めるよう努めなければならないと規定されているにも関わらず、下記に記載のとおり理解できる内容の説明には至っていない。
- (1) 第1回説明会(令和4年4月30日)

第1回の説明会にもかかわらず事業主の代表取締役社長は欠席で、生活環境の悪化を 懸念する周辺住民からの多くの質問に対して、1週間後のゴールデンウイーク明けには 回答日時を連絡するとのことであった。

- (2) 第2回説明会(令和4年10月15日) 第1回説明会から約5か月経過後、第1回説明会での質問に対して回答があったが、 住民が理解できる内容にはなっていない。
- (3) 第3回説明会(令和4年11月13日) 環境悪化を懸念する住民の質問に対して、根拠の提示もなく、「問題ない」の回答し か得られていない。
- (4) 当該プラントの建設予定地周辺は、水田や閑静な住宅地が広がり、周辺住民が協力し合って良好な住環境を維持してきた。しかし、コンクリートプラントが計画どおりに建

設されることになれば、日常の生活に大きな影響を及ぼすことが危惧される。

例えば、

「粉じんによる住環境への影響の問題」

当該コンクリートプラントへ搬入、排出される砂や砂利による粉じんにより、洗濯物 や窓ガラス等が汚れてしまうという懸念。

[大型車両増加による道路及び交通渋滞への影響の問題]

周辺道路をミキサー車やダンプカー等、数多くの車両が往来することによる道路への 影響及び交通渋滞。

「生活道路への影響の問題]

狭隘な住宅地周辺の道路を、プラント関連車両が多く往来することによる交通事故の 発生等、周辺住民への影響の問題。

「騒音による環境の問題」

当該コンクリートプラントからは、法令で指定されている騒音源のほかに、ダンプカーやショベルカー、ミキサー車等の運行、操作音、さらには砂利の落下音、エアシリンダーの開閉音等多岐にわたり発生する騒音による住環境への影響。

「プラント内で生じる汚染水での影響]

当該コンクリートプラント建設予定地周辺は、排水状態が悪く、近年のゲリラ豪雨などで年間数回の浸水に見舞われている。プラント内で発生する汚染水等が、雨水により河川に流れ、周辺の水田や住宅地に流れ込むと甚大な被害となるおそれがある等、多くの懸念事項がある。

しかしながら、事業主による周辺住民への説明は曖昧で、到底納得できるものではなく、 これらの懸念事項が解消されていない状況では建設に同意することはできない。

奈良市には、地域住民の思いを十分に受け止めていただき、当該事業に係る許認可においては、地元協議を十分に見極めていただき、慎重を期していただきたい。

上記陳情いたします。